

## 金融リテラシー入門

### 第6章：「病気・入院」

はじめに

本章では、不測の事態に対する備えや保険制度の仕組みや活用を知ることを目的としている。

この問題の本質的な理解のためには、公的保険(健康保険)ではどこまでの内容が保障されているのかを理解した上で、私的保険(医療保険)についてどのような選択をするかという視点が必要である。なぜなら、第2章で学習した通り、我が国の社会保険は強制加入と保険料の強制徴収が原則となっており、病気・入院においても健康保険によって一定程度は給付を受けられるからである。その学習なくして私的保険のみを考えては、必要以上の保障額の保険に入ってしまうことになり、生活設計上適切ではない。また、十分な貯金があれば、私的保険に入るだけでなく、貯蓄で補うという考え方もできる。

そこで本章では、病気・入院時のファイナンスについてケーススタディを行い、自分が働けない時間をどれくらい貯金や保険などで賄えるかを計算し、自分が生活を営む上で最低限必要なキャッシュフローを理解する能力を修得することを目的とする。

#### 1. 公的医療保険

私たち全国民は、健康保険、国民健康保険、共済等の公的医療保険に加入している。公的医療保険では、通常私たちが病院の窓口で請求される金額は3割負担(75歳以上は1割)である。

これ以外に、医療費が高額になった場合

に負担を軽減する「高額療養費制度」、休んだ期間の生活を保障する「傷病手当金」、出産時の給付などがあり、いずれも申請によって給付されるものである。

#### (1) 高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払った額が月の初めから終わりまでで、一定額を超えた場合に、申請によりその超えた金額が支給される制度である。負担の上限は年齢や所得によって異なる。ただし、入院時の食事負担や差額ベッド代は含まない。

100万円の医療費で、窓口負担(3割)が30万円かかった場合、高額療養費として212,570円が支給され、実際の自己負担額は87,430円となる。すなわち、高額な医療費がかかった場合にも、公的な医療保険による負担部分が大きい。

#### (2) 傷病手当金

健康保険の制度として、業務外のケガや病気により休業した時、連続して3日間(有休休暇、土日の休業も含む)休んだ後の4日目から手当金が支給されるものである。ただし、会社が傷病手当金の額より多い報酬額を支給した場合は対象ではない。

支給額は標準報酬日額の3分の2で、最長は1年6か月である。ただし、自営業など国民健康保険に加入している人は支給されない。

最長1年6か月にわたり給付があるため、生活保障となる。また、フリーターとなり国民健康保険加入となった場合にはもらえない

いため、ある意味サラリーマンの特権ともいえる。

また、後日に申請し、お金が振り込まれるため、お金が必要な時にすぐに手にすることができない。生活設計上は当座の資金を一定程度蓄えておかないと生活が困窮するので注意が必要である。

## 2. 病気・入院に対する私的な備え

私的に入る保険と貯金の両側面から考える必要がある。

### (1) 私的保険

民間の生命保険会社、損害保険会社、共済が販売している。公的医療保険では足りない病院やケガの保障分について、民間の医療保険で準備する。女性特有の病気に対する医療保険もある。

民間の保険には、医療保険の他に、加入者が死亡や高度障害になった時に保険金を受け取れる生命保険もあり、ライフプランに応じた加入を検討することが重要である。

### (2) 貯金

病気や入院等により働くことができない場合、その生活を補填するための必要貯蓄額はこれまでの家計状況から判断する必要がある。

必要金額は、これまでの家計状況から医療費、固定費、生活費に分けて考えるとよい。医療費は高額療養費なども考慮して、必要な金額を積算する。入院費用の他に、退院後の医療費や交通費等も考慮しておく必要がある。

固定費としては、休業中の社会保険や住民税の支払いを忘れてはならない。また、一

人暮らしの場合には家賃や光熱水道費、通信費など、休業していてもかかる費用は見込んでおく必要がある。また、奨学金を借りている人は、その返済費もかかる費用として想定される。

また、生活費としてかかる費用は、健康な時とは使い方が変わってくるが、食費などは削ることは難しい。

このように貯蓄で収入の不足分を補う場合、相当額の準備が必要となる。月収の3か月分程度は用意できると心強いだろう。

## 3. 障害年金と学生納付特例制度

病気やケガによって障害が生じた時、公的年金の加入者は障害年金が支給される。学生のうちは20歳から国民年金の加入が義務付けられており、月々の支払いは16,260円（平成28年度）である。これを納めない状況で障害が生じた場合、一生、障害年金が支払われない（平成27年度の年金額は1級975,100円、2級780,100円）。年金というと、老後の生活保障をイメージしやすいが、病気やケガで障害が時も保障があるため、確実に納付する必要がある。

もし、学生時代に月々の国民年金の支払いが難しい場合は、学生納付特例制度によって納付を猶予する手続きができる。

ただし、本人の前年所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円の金額以上である場合には、この手続きが使えないので注意が必要である。

### \*Homework 実施についての注意事項

国民年金に加入していること（学生納付特例で猶予を受けることを含む）がいかにかに大切であるかに気づくことが重要である。